

警 視 庁 刑 事 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付)
各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	1年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和6年3月31日まで)

警 察 庁 丁 捜 一 発 第 12 号
令 和 5 年 2 月 2 7 日
警 察 庁 刑 事 局 捜 査 第 一 課 長

医療機関等における性犯罪証拠採取キットの整備推進について（通達）

見出しのことについては、令和5年度地方財政計画において、前年度に引き続き、性犯罪証拠採取キット（以下「キット」という。）を医療機関等に整備するための経費が総務省に容認されたので、各都道府県警察においては、下記の事項に留意の上、医療機関等におけるキットの整備推進に努められたい。

本施策の目的は、医療機関を受診した性犯罪被害者が警察への届出を躊躇している場合に、後日、届出の意思を有した場合に備えて、証拠資料を採取し、保全しておくことであることを踏まえ、各都道府県の実情に応じて真に実効性のある取組を実施されたい。

なお、「医療機関等における性犯罪証拠採取キットの整備推進について（通達）」（令和4年2月17日付け警察庁丁捜一発第14号）は廃止する。

記

1 必要な予算の確保及び整備先の拡大等

令和5年度における各都道府県警察のキット整備数の目安については、「令和5年度地方財政計画要望事項（刑事関係）の容認状況等について（通達）」（令和5年2月9日付け警察庁丁刑企発第4号ほか）で示したとおりであるが、各都道府県において、キットの整備推進を図るために必要な予算が確実に措置されるよう、関係所属、知事部局、医療機関等との協議・調整等に速やかに取り組むこと。

また、既に、医療機関等におけるキットの整備に関する予算措置が、警察又は知事部局において講じられている都道府県においても、本施策がより効果的なものとなるよう、引き続き、関係機関と連携し、キットの構成品の充実、整備先となる医療機関等の拡大等に積極的に取り組むこと。

2 採取要領及び保管方法に関する協議等

キットの整備に当たっては、証拠採取要領や採取した検体の保管方法等について、整備先の医療機関等との間で協議を実施するとともに、キットの使用方法等について関係者に必要な情報を教示すること。

なお、採取要領や保管場所等の決定に当たっては、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」（参考URL：https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/shien_tebiki/index.html）も参考としつつ、各都道府県の実情を踏まえて適切な方法を検討すること。